

日 時 平成29年2月16日(木)

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

平成28年度 第二回東京都公園審議会

速記録

【会議】

○澤井管理課長 時間より少々早いようでございますが、委員の皆様お揃いですので、ただいまより、平成28年度第二回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の澤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

傍聴者の入室を認めておりますので、あらかじめご了承ください。

では、傍聴者の入室の案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○澤井管理課長 なお「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8により、報道関係者の取材を受けております。審議が始まる前まで、撮影及び録音を認めていますので、ご了承ください。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元、左手には上から、本日の次第、座席表、委員の皆様の名簿、幹事の名簿、当審議会の根拠となる条例、要綱、説明資料が1から8まで、それと、机上に都市緑地法等の一部を改正する法律案というA4のペーパーを置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。

足りない資料等がございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

また、お手元にマイクがございませんので、ご発言の際には、手を挙げて、マイクを係員より受け取り、お持ちになってからお話いただくようお願いいたします。終わりましたら、マイクを置いてください。係員が取りに参ります。どうぞ、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局次長、中野透よりご挨拶申し上げます。

○中野建設局次長 皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、東京都建設局次長の中野と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、東京都公園審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につきまして、ご高配を賜り、

厚く御礼申し上げます。

東京都では、昨年の12月に「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」というものを策定いたしました。

この実行プランは、都民ファーストの視点で、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティという三つのシティを実現し、新しい東京をつくっていこうという2020年までの4カ年の実施計画でございます。詳細につきましては、後ほどご報告させていただきますが、都立公園につきましても、新しい実行プランに基づき、三つのシティの実現に向け、都立公園の拡張や防災機能の強化、文化財庭園の保存活用などに引き続き取り組むとともに、トイレの洋式化など新しい取り組みも進めてまいります。

さて、本日は、二つの議題につきまして、中間のまとめの審議をお願いいたします。まず、都立公園の多面的な活用の推進方策につきましては、前回諮問いたしました。その後、専門部会で案をまとめていただきました。限られた時間の中で、3回の部会を開催するなど、精力的にご審議をいただきました下村部会長をはじめ、専門部会の委員の皆様、誠にありがとうございました。

また、武蔵野公園の整備計画につきましては、前回いただきましたご意見を反映させた案を取りまとめました。

なお、中間のまとめにつきましては、本日、審議会で取りまとめていただきました後に、都民の皆様のご意見を聞いてまいりたいと考えております。

活発なご審議をよろしくお願いいたします。今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして、より一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○澤井管理課長 審議に入ります前に、委員のご紹介をさせていただきます。

初めに、本日初めてご出席いただく委員につきまして、ご紹介させていただきます。

黒田乃生委員でございます。

○黒田委員 筑波大学の黒田乃生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤井管理課長 また、このたび委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。東京都議会議員の石川良一委員でございます。

○石川委員 石川でございます。よろしくお願いいたします。

○澤井管理課長 本日の審議ですが、桑野玲子委員からは事前にご欠席の旨、連絡をいただいております。また、高村絵里委員からは、少し遅れる旨、ご連絡をいただいております。

す。

公園審議会幹事につきましては、お手元資料の東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

それでは、これから本日の審議に入らせていただきたいと思います。

山田会長、よろしくお願いいたします。

○山田会長 山田でございます。議事の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。まずは、第1号議案として、「都立公園の多面的な活用の推進方策」中間のまとめ（案）について、審議を行います。本議案は、昨年9月に専門部会を設置いたしまして、調査審議をまいりました。

下村部会長並びに専門部会の委員の先生方に多大なご尽力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

これまでの検討の経緯等につきましては、事務局からご説明をいただきまして、次に専門部会の部会長であります、下村彰男委員から中間のまとめ（案）の作成のポイントや重視した点などについて、ご説明をお願いしたいと思います。

その後、中間のまとめ（案）の内容の詳細につきましては、事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林再生計画担当課長 再生計画課長、小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。検討の経緯などについて、ご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

まず、説明資料1、諮問の趣旨をご覧くださいと思います。

こちらが、第1回の昨年9月の審議会にお出しをさせていただきましたものでございますけれども、社会の成熟化によります価値観の多様化やグローバル化が進む中、新たな都市生活のニーズに対応していくため、民間のアイデアも取り入れた都立公園の多面的な活用を推進していくための方策につきまして、ご検討をいただいたところでございます。

検討の経緯につきましては、説明資料2をご覧くださいと思います。昨年の9月16日に、東京都公園審議会に諮問をさせていただきました後、専門部会を3回開催して、調査審議をいただいたところでございます。

第1回、こちらは9月20日に開かせていただきましたけれども、この中では都立公園

の概況ですとか、国の動向などを踏まえまして、多面的な活用を推進する上で、必要な観点などをご審議いただいたところでございます。

第2回、こちらは昨年11月24日に開催をさせていただきましたが、中間のまとめに向けまして、多面的な活用のあり方、想定される活用のイメージ、そして推進方策について審議を深めていただいたところでございます。

そして、先月の1月30日に第3回専門部会を開かせていただきまして、中間のまとめ(案)をご審議いただき、取りまとめていただいたといったところでございます。

簡単ではございますが、検討の経緯につきましては、以上でございます。

続きまして、中間のまとめ(案)の作成のポイントなどにつきまして、下村委員、よろしくお願いたします。

○下村委員 専門部会の部会長を務めさせていただきました下村でございます。

簡単に、議論のポイントとか、部会でのご意見についてご紹介をさせていただきます。委員会は、4名で議論いたしました。エリアマネジメントと申しますか、社会学系の保井先生と、プレイスメイキングがご専門であると聞きましたけれども、建築とか都市デザイン系の渡先生、このお二人は先ほどの委員名簿の専門委員のところに名前が挙がっています。それとかなめとして、パークマネジメントの金子先生にもご参加をいただきまして、短い期間でしたけれども、大変興味深い議論ができたと思います。

惜しむらくはもう少し時間がいただければ、もっと踏み込んで議論ができたのかなと思いますが、現時点までの議論を紹介させていただきます。

議論の前提として、ポイントを二つ常に設定しておりました。一つは、新たな社会要請に応える、都立公園像ですね。新たな都立公園像をちゃんと提示できているかどうかという事です。

それから、もう一つは、そうした新たな都立公園像に向けた戦略的な一歩というもの、つまり、どこから取りかかるんだというところを明示できているか、その2点を常に念頭に置いて、議論を進めさせていただきました。

部会の委員のご意見、大きくは5点あったということでご紹介します。まず、大前提として、公園の設置、運営主体が「公」であったということ。公園の「公」に関連する問題ですけれども。「公」であった空間が社会状況の変化によって、しつらえ方とか使い方が変わる過渡期にあるということです。その上で、結局、官民の連携とか協働の必要性というものを述べておく必要があるということで議論をいたしました。

それから、二つ目が、都立公園の機能を確保するというだけではなくて、地域資源として活用するということですね。地域資源として活用しながら、機能を向上させる必要があるということです。ですから、緑とオープンスペースの重要性の再認識はもちろんですけれども、それに加えて、地域資源性といいますか、どういう地域資源として活用ができるのかというあたりの検討を進めました。

それから、3点目は、都立公園というのは、これまでも居心地のよい場所であったんですけども、現代の社会状況に応じた新しい概念を、居心地のよいというところに盛り込む工夫が必要であるということです。後のレポートでもご紹介をいただきますけれども、サードプレイスという概念、言葉を入れております。人と人とのつながりということを、より重視するべきだというご意見があったということです。

それから4点目は、官民が安定的、継続的に連携・協働していくためには、民による活動の収益性も重要であるということです。これも忘れてはならないということで、もちろんそこで商売をしていただくことが目的ではないんですけども、収益性についての議論をちゃんと位置づけておく必要があるということです。そこは、公共性とのバランスをどうとるかというあたりで表現に苦慮いたしました。

それから、5点目が、公園が周辺地域とのつながりを大事にしながら、魅力的になっていくことで、周辺地域の価値や生活の質を高めることができる。公園の中の問題だけではなくて、周辺と一体的に進めていくことで、より周りへも影響を及ぼすことができる。これは、エリアマネジメントといいますか、まちづくりとの連携が必要であるという意見が随分出てきておりました。

このように非常に多様な意見が出ておまして、事務局が短時間でまとめるのにとっても苦労されたんじゃないかと思います。事務局にもお礼申し上げたいと思います。ポイントは以上でございます。

○小林再生計画担当課長 ありがとうございます。それでは、中間のまとめ（案）の内容をご説明させていただきたいと思います。

恐れ入ります。説明資料の3をご覧くださいと思います。

表紙をおめくりいただきますと、裏面に目次がございます。全体としまして、3章で構成をさせていただきます。1章は、都立公園の現状と課題につきまして、2章は、都立公園の多面的な活用のあり方、そして3章は、都立公園の多面的な活用の推進方策について、まとめさせていただきます。

内容の詳細につきましては、恐れ入ります、もう1枚お配りしてございます、説明資料の4、A3判のカラーの1枚ものの資料でございますが、こちらの概要に沿って、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、説明資料4をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

まず、概要の上段でございますけれども、1章の現状と課題の部分を記載してございます。説明資料3では、1ページと2ページに該当する部分でございます。まず、都立公園の現状でございますけれども、都立公園は、やすらぎ・レクリエーション、景観、自然環境保全・生物多様性、そして防災といった機能を有します、都市の骨格的なインフラでございます、現在82カ所が開園してございます。

都立公園の面積ですけれども、約2,017ヘクタールとなっております、そのうち、79公園で指定管理者による管理を行っているという状況でございます。

概要の1-2になりますけれども、都立公園を取り巻く社会状況と課題につきましては、説明資料3では3ページからの内容になってございます。まず、少子高齢化と人口減少社会でございます。

少子高齢化、人口減少社会を迎える中、東京は2025年をピークに人口が減少に転じると見込まれてございまして、子供が健やかに成長できる、また高齢者が健康な生活を送れる都市を目指していく必要があるかと考えています。

次の価値観の多様化につきましては、心の豊かさやゆとりある生活を重視する割合というものが、世論調査などでも高まりを見せてございます。生活の質の向上や心の豊かさなどへの対応が必要となっているというふうに考えられます。

次のグローバル化による世界的な都市間競争の激化につきましては、民間のシンクタンクの世界の都市総合ランキングにおきまして、東京がパリを抜いて3位となったこととか、インバウンドの増加などから東京はより魅力的な都市となって、国際競争力を高めていく必要があるかと考えられます。

そして、4点目でございますが、民間による公共的な活動の活発化につきましては、町や地域の魅力を向上させようとするエリアマネジメントですとか、地域活性化などの暮らしをさまざまな角度から支援する取り組みといったものが広がりを見せており、民間と公共とがより連携することで、都市の価値を高めることができると考えられます。

次の東京都の計画などとしまして、2点挙げさせていただいてございますが、まず、都民ファーストでつくる「新しい東京」、こちらにつきましては、三つのシティを実現する

ということで、このような政策の展開を定めてございます。こちらにつきましては、後ほど報告をさせていただく予定でございます。

もう一つの都市計画審議会の答申でございますが、2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋については、地域像としまして、四つの地域区分が提示されてございます。現在、都市整備局におきまして、都市づくりのグランドデザインの検討が進められているところでございます。

そして、国の動向でございますけれども、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ」が公表されてございまして、今後の緑とオープンスペースの政策で、重視すべき観点としましては、ストック効果をより高める、民との連携を加速する、都市公園を一層柔軟に使いこなすの3点が挙げられてございます。都立公園におきましても、国の動向も見据えながら、新たな展開について検討する必要がございます。

続きまして、2章、都立公園の多面的な活用のあり方でございます。説明資料3は7ページからとなります。

まず一つ目、必要性でございますけれども、1章で述べさせていただきました、社会状況の変化などを踏まえまして、都民、旅行者などのさまざまなニーズに対し、都立公園が潜在的に有する多面的な機能を発揮させ、ストック効果を高める取り組みを推進する必要があるとさせていただいております、これを多面的な活用と呼ばせていただいております。

この多面的な活用を推進する方向性として、次ですけれども、4点を挙げてございます。

まず、1点目でございますが、緑とオープンスペースの重要な機能の確保、向上でございます。都立公園の緑は、都市の貴重な資源であり、防災上重要な役割を担っております。貴重な資源を活用しながら、重要な機能を確保、向上する必要があるという多面的な活用のいわば前提条件になるかと思っております。

2点目でございますが、都立公園ごとの個性・特性の発揮でございます。都立公園は、成り立ち、規模などが個々に異なっております。また、自然景観や観光地など地域資源にも違いがございます。そのため、多面的な活用におきましては、画一的なものにとせず、都立公園ごとの個性、特性を発揮させる必要がございます。

3点目、まちの中の心地よい場の創出でございますが、都立公園を来園者などの好みや

ニーズに応じ、居心地よく過ごせるサードプレイスとして活用し、使い方や過ごし方の幅を広げることが考えられます。サードプレイスというものは第一の場である自宅、第二の場である学校や職場などとの間にある、自分らしさを取り戻すことができる第三の居場所のことでございます。このサードプレイスの理念を取り入れることで、人と人とのつながりが生まれ、「人気が高まる」ほか、多様な主体による魅力づくりへの参画も進むことが期待できます。

4点目は、官民の連携・協働でございます。都市が抱える諸課題に民間のアイデアなどを活用して実現する取り組みというものがいろいろと行われてございます。また、民間による公共的な活動も広がりを見せております。こうした中、都立公園におきましても、これまで以上の官民の連携・協働というものが必要となっておりまいます。

以上の方向性を踏まえまして、民間事業者、NPO法人、エリアマネジメント団体などの民間とともに進めます、概括的な活用のイメージを例示いたしてございます。資料3は、10ページからとなります。

まず一つ目、公園施設の設置、運営でございますが、こちらは、都立公園内での取り組みに関するイメージでございます。1ですけれども、都立公園の魅力や価値を高め、発信するため、公園施設を設置、運営する例を挙げてございます。イメージイラストを資料3の11ページに掲載してございますので、合わせてご覧いただければと思います。

まず、それぞれの楽しみ方を見つけ、快適に過ごせる公園の設置、運営の例でございますけれども、屋内や樹林地、大きな広場などで飲食を楽しむことができるレストラン・カフェや天気や四季を問わず、公園を利用できるような屋内施設とともに、樹林地を活用して、子供が学び、体感できるプログラムを提供するなどが考えられるかと思ひます。

次に、自然を身近に感じながら、居心地よく過ごせる公園の設置、運営の例としましては、アクティビティなどの体験プログラムと合わせまして、テントなどでの野外体験を提供するといったことが考えられるかと思ひます。

続きまして、2のまちづくりとの連携でございます。こちらは、都立公園周囲とのつながりに関するイメージとなっております。この2のイメージでございますけれども、都立公園の効果がまちにしみ出す活用のイメージとなっております。資料3は13ページにそのイメージイラストを掲載してございます。

まず、都立公園と周辺のまちづくりが一体となった取り組みの例でございますけれども、都立公園と都市再開発などの緑や広場空間とが結びつき、さまざまな活動が展開されるこ

とで、例えばエリアマネジメント団体と公園管理者とがマルシェなどのイベントや防災訓練などを連携して行うことで、周辺エリアの価値の向上につながると考えられます。

次に、都立公園が核となり、まちの魅力を高める取り組みでございます。都立公園のカフェが地域に開かれた場として、コミュニティ形成や地域資源活用の拠点となることが考えられます。さらに、このような取り組みが契機となって、公園周辺のまちづくりが進展することなども期待できるかと思えます。

続きまして、3章、多面的な活用の推進方策でございますが、資料3は14ページからとなっております。多面的な活用の推進には、民間活力の発揮、都立公園の公共性の確保、官民による連携協働の推進の三つの観点を確保していくことが必要でございます。

なお、多面的な活用の進め方でございますけれども、民間や地域の機運醸成を図り、慎重に制度構築を進めるため、その多面的な活用の取り組みというものを評価しながら、段階的に進めるとしてございます。

まず1点目、民間活力の発揮でございます。基本的な視点としましては、民間のアイデア・ノウハウを広く公募することを記載してございます。民間活力の導入に当たりましては、民間のアイデアを発揮できる公園で実施し、実現性に関する事前のヒアリングなどを実施することが適当としてございます。

民間提案の公募に当たりましては、ハード面だけでなく、サービス内容や公園の使い方といったソフト面についての提案を求め、この提案された取り組みに必要な基準などの見直しを検討するといったことも必要になるかと考えられます。

設置や運営にかかる費用につきましては、原則民間に負担をいただくということを記載してございます。

提案の選定に当たりましては、プロポーザルなどで複数の提案から選定するほか、その内容を的確に評価するため、多方面の有識者を含めて審査を行う必要があるとしてございます。

次に、2番、都立公園としての公共性の確保でございます。基本的な視点及び多面的な活用の前提条件といたしましては、地域資源も活用しつつ、公園機能の確保、向上を図ることですとか、都立公園に関する計画などとの整合性を図ること。そして、思わぬ悪影響が生じないように周辺に配慮することなどを記載させていただきました。

公共性を確保する観点から、設定すべき公募条件といたしまして、都立公園の特性に応じた機能、例えば防災や地域活性化の機能を付加することですとか、自由に利用できるエ

リアの確保、また公共貢献としまして、収益の一定割合を公的活動の財源として提供していただくことですか、民間による公共的な活動に充当していただくことを求めることが考えられるかと思えます。

提案を選定する際は、サービス、デザイン、安定性、公共貢献などから評価する必要があります。

民間活力を導入した後は、来園者へのサービス向上の効果などを検証するほか、公共貢献の実施状況などにつきまして、情報交換や取り組みを進める必要があります。

次に、3点目、官民による連携・協働の推進でございます。基本的な視点としまして、継続的、組織的な取り組みが必要であること、公園の中にとどまらず、周辺エリアにも目を向け、連携・協働を図ることを挙げております。

官民の役割分担としましては、民間が導入した施設やサービス提供エリアなどの管理、運営を民間に行っていただき、行政は都立公園の計画及び都立公園全体の管理、運営を担うことを記載いたしました。さらに、官民とも民間による地域の魅力などを高める取り組みがある場合には、積極的に参画することが適当と考えられます。

公園価値向上に向けた連携・協働につきましては、官民がともに公園価値向上のための取り組みについて、連携・協働を図る必要性を記載してございます。都立公園全体の管理、運営を担う行政は、その責務として引き続き適切な維持管理を行っていくことが求められます。

また、平時でも災害時でも適切かつ円滑に対応できるように、官民の間で協議・連絡体制を整える必要があり、この協議・連絡体制の運営は、地域価値向上にも配慮する必要があると考えられます。

地域価値向上に向けた連携・協働としましては、都市再開発などの広場空間と都立公園とを一体的に整備、管理する場合は、官民の連携体制を構築するほか、エリアマネジメントを進めていく必要があると考えます。このような広場空間の公共性を確保するため、担保措置を講じることも必要となるかと思えます。さらに、地域の魅力や価値の向上につながる場合は、公園周辺のまちづくり団体などとも連携・協働を図っていくことも考えられます。

そして、中長期的な観点としまして、都立公園をランドスケープの観点から俯瞰しつつ、地域のとの連携・協働を図り、運営などを行う組織の形成を検討することが望ましいといたしてございます。

最後に、本日ご欠席の桑野委員からいただきましたご意見を簡単にご紹介させていただきますと思います。

まず、これまでとの違いは何かといったご意見をいただいたところでございますが、これにつきましては、ハード面だけではなく、ソフト面の提案をいただく、それによって、都立公園の多様な使い方、過ごし方を実現していくといったことが、これまでとの違いの1点目になるかと考えます。

また、先ほどの活用のイメージの2の中でご紹介をしました、まちづくりとの連携、都立公園周辺とのつながりも新しい考え方になるかと思えます。

そして、桑野委員からいただいたご意見としまして、夜間や季節によりましては、公園の利用にはばらつきがあるのではないかと。そうしましたときに、ニーズがなかなかつかみにくいと、民間の参画が難しいのではないのでしょうかといったようなご意見も頂戴しましたが、この点につきましては、3章の(1)民間活力の発揮という項目の中でも記載させていただきましたが、事前のヒアリングなどを通じまして、参入の可能性などについて、調査をしながら進めていくといったところで、対応させていただけるのではないかと考えてございます。

そして、ご意見の最後でございますが、公園がにぎやかになることは非常によいことですねといったご意見を頂戴したところでございます。

以上、長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

○山田会長 ご説明ありがとうございました。また、下村先生から部会報告をいただきましてありがとうございました。

それでは、ここでただいまの報告というか、内容についての委員の皆様からのご意見を伺うわけでございますが、その前に、先週閣議決定された都市緑地法の一部を改正する法律案について、これが非常に今回の議論に関わりますので、本審議会の委員であります国土交通省の町田委員から、この法律案のご紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○町田委員 国土交通省都市局公園緑地・景観課長の町田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元に、カラーでA4の縦型の資料を1枚配付していただいております。今、委員長からお話がありましたように、先週の10日になりますけども、都市緑地法等の一部を改正する法律案の国会への提出が閣議決定されました。この内容につきまして、簡単にご説

明を申し上げます。座ってご説明を申し上げます。

先ほど、今回の中間とりまとめのA3判の資料の右上のところにもございますけども、昨年の9月にこの審議会で新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園のあり方検討会というものを1年半ぐらいにわたって行ってきたそのアウトプットということで、昨年本審議会でもご紹介をさせていただきました。そういった一連のものを含めて、今回、都市公園、あるいは緑地、あるいは今回、農地も入れていますけども、都市の中のオープンスペースをこれからどういうふうに運営、経営していくかというようなことから、今回の改正に至っているということでございます。

このペーパーの一番てっぺんの背景・必要性につきましては、本日も説明の中間とりまとめともほぼ同じような内容でございますので、割愛させていただきます。

真ん中の法案の概要というところですけども、一番左側に都市公園法の関係、それから真ん中に都市緑地法の関係、右側の黄色いところが、生産緑地法、都市計画法、建築基準法とありますけども、合わせて6本の法律をまとめてこの法案という格好になっています。

まず、公園関係でいいますと、縦のところに丸が四つありますけども、二つ目の丸からお話をさせていただきます。一番大きな柱が、この民間事業者による公共還元型という、収益を公共側の再生整備などに活用させていただくということも含めまして、こういう名称にしておりますけども、こういった民間の施設を公募によって都市公園の中に設置していくという、そういう手続を定めるというような内容になっています。

委員の先生方はご存じのとおり、公園の中にはもともと設置管理許可という、これは公物管理法の中では結構珍しい概念だと思いますけども、管理者以外の方が施設を設置できる制度があります。日比谷公園の中の松本楼みたいなもので、もともとそういう条文はあるんですけども、こういったものを積極的に、計画的に使っていくということがなかなかできていないというような実態もありますので、公募をして、いい案を選定して、選定された案については、一部規制緩和といたしますか、いろいろなメリットが発生するようなことを考えています。

この中でありますように、設置管理許可期間というのが基本10年しか出せない。その更新という形で行くんですけども、この方法でやる限りは最初から20年、実質上20年の設置管理許可ができたり、それからこの便益施設、レストランですとか、カフェというような便益施設という、そういうカテゴリになりまして、この建蔽率が非常に厳しくて、今2%という格好になっています。条例ではもちろん緩和できるようにはなっている

のですけども、これを法律の中でもプラス10%、12%まで伸ばすことができるというようなことを考えています。

その施設周辺の公園の一部について、この入ってきてくださる民間事業者の方に、再生整備をお願いすると。お願いするときには、そこに社会資本整備総合交付金、いわゆる補助金を入れたり、あるいは都市開発資金という、私どもが持っております融資の仕組みなんですけども、この融資もしていくというようなことがございます。これが一番大きな柱で、あと上のほうに保育所とありますけども、一昨年の国家戦略特区法の改正で、保育所を公園の中に置くということが国家戦略特区に限り、今まで行われています。つい昨日も追加がありまして、15カ所、今保育所の設置が進められております。既に待機児童者数でいうと、1,000人を超えるぐらいの解消に、公園が貢献しているということで、待機児童者数が2万3,000人ですから、5%ぐらい、一つの政策でその解消に寄与したという格好になっています。これを今回、全国措置化していくというようなこととございます。

下の二つは、小さい話ですけども、PFI事業で公園施設をつくる場合がございませうけども、その設置管理許可を最初から30年にするとか、それから公園関係の活用団体ですとか、自治体、それから商工会等による協議会というのを法定化して、こういった利活用を進めていただくということが、公園法の内容でございませう。

真ん中の緑地のところには、民間による、ということがございませう。写真にありますように、エリアによってではございませうけども、郊外部でこういった空き地、空き家問題などがございませう。こういったものを地域の皆さんに使っていただくための仕組みということで、土地を民間の方に、地主さんに持っていただいたまま、真ん中のところ、緑の担い手という言葉がございませう。今までの緑地管理機構に、民間の会社なども入れまして、指定の権者を市区町村にして、こういう方々がこの管理者として、緑の担い手として活躍していただくというようなときに、土地にかかる固定資産税、都市計画税の一部を減免するというようなことが、今回の税制改革大綱の中で、認められております。これを今回、法律の中に落としていくというようなことです。

一番右側の農地の関係は、基本的には今回の話には余り関係ありませんけども、市街化区域内の農地の話でございませう。基本的には、市街化区域でございませうから、そこには永続的に農地があるという仕組みにはなっておりませう。これからは、都市の中にも環境、あるいは防災の面から、農地、それから緑地、それから都市というものが共存するという

姿を模索していくべきだということで、都市農業振興基本法というのが昨年つくられました。

その中で、一つは、生産緑地地区の面積の引き下げというものがございます。空地として評価しているの、一番小さい面積が500平米というふうになっているんですけども、生産緑地を300平米まで下げることが条例で可能にするというような話でしたり、生産緑地地区内で、いわゆる直売所ですとか、農家レストランのようなものも設置も可能にするというようなことを内容としています。

一番下に、新たな用途地域ということで、結構大きな話題なんですけども、市街化区域の中の用途地域の類型として、農地とそれから宅地といいますか、市街地が共存するような用途地域の一類型として、田園住居地域というものをつくるというような内容になってございます。

基本的には、民間の方々の活力、あるいはそのまま土地を持っていただいたまま、都市の環境ですとか、あるいは都市のにぎわいですとか、そういうものを強く打ち出していこうというような内容になってございます。以上でございます。

○山田会長 ご説明ありがとうございました。緑の基本計画の中で、都市公園の管理の方針なり、農地が市町村の政策に取り込まれるということは大変いいことだと思います。ぜひ、成立を期して頑張ってくださいと思います。

ちょっとお伺いしますけども、市町村長さんが公園の管理の方針を決めるんですが、緑の基本計画の中で、都立公園の場合は、どういう扱いになるのでしょうか。

○町田委員 基本的に、この緑の基本計画というのが、都市緑地法に基づく法定の計画で、市区町村が策定することになっています。ですから、東京都さんがやる場合は、広域緑地計画というような法定の計画ではないんですけども、そういうようなものは持たれていらっしゃると思います。現実的には、都立公園も含めて、市区町村長さんがこの緑の基本計画を策定するというような格好になっています。その辺は連絡をとっていただいて、その中に適正に記載をしていただくという格好になると思います。

○山田会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。ただいま、町田委員からのご説明も含めて、ご質問、ご意見を伺いたと思いますが、それではよろしく願いいたします。

石川先生。

○石川委員 石川でございます。まずは下村先生を初め、専門委員の皆様には本当にあり

がとうございました。先ほど、この国家戦略特区等々を含めた保育所等の設置について説明があったんですけども、今回のこの活用方策の中では、保育園などのあり方などについて、どのような議論がされたのかというのをちょっとお伺いしたいなと思います。

もう一つは、この10ページの中で、バーベキューについてちょっと触れているんですけども、最近非常に公園の中でバーベキューをやりたいというニーズが高まっておりまして、いろんな方策でやられているんですけども、この10ページの中では屋根などを付けてと書かれているんですけども、現状のそれ以外の屋根ではないところのさらに拡大をしていくというような、そういった方針についてはどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小林再生計画担当課長 事務局からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の保育所につきましてなんですけれども、保育所は、現在も国家戦略特区という制度の中で進めているというところがございまして、私どもが諮問をさせていただきました際に、保育所についての議論というところは入れてはございません。都立公園全体の考え方というところで、どのような、過ごしやすい、使いやすい場をつくっていただくかに着目して、審議をお願いしたというところでございます。保育所につきましては、これまでも国家戦略特区を活用しまして、汐入公園なども含めて進めてきてございますので、東京都としましては、引き続き地元区などとも協議をしながら、対応できればと考えているところでございます。

そして、2点目のバーベキューにつきましてのご質問ですが、まず、こちら10ページに書かせていただきました内容は、いろんなイメージとして入れさせていただいたものでございます。それで、実際今、都立公園にもバーベキュー広場などがございますけれども、その使い方をどうするかというものは、それを具体的に議論いただいたというよりは、こういうようなイメージの多様な場ができるといいのではないかとということで、こちらは書かせていただいたというものでございます。

○石川委員 ありがとうございます。そうしますと、保育園については、全体の多面的な活用の推進という考え方、ここで示されたわけですが、その中にその一つの活用の方法として、包含されていると、こういうふうに理解をさせていただくということによろしいのかということと、それから、バーベキューにつきましては、全体的な公園に対するにぎわいといいますか、活用の仕方としては、そんなに積極的に今までやられてきているわけではないんですけど、実際のニーズが非常に高いということもございまして、そういうこと

ももう一つ、もちろん場所によっては適さないところ、あるいは周辺との関係等々いろいろ課題もあるかと思えます。また、費用を取るとか取らないとかもいろいろな管理の問題もあるんですけども、もう一步前に出すような、屋根付きということだけではなくて、もうちょっと前に出すような今回の方策の中での何か記述があるとよろしいのかなと、そんなふうに意見として思ったところがございます。

○小林再生計画担当課長 ありがとうございます。保育所につきましては、既に現在進めてございまして、そういった保育所の設置も、いわゆる多面的な使い方の一つではないかと考えてございます。あと、バーベキューにつきましては、ご意見をいただきまして、実際のところは、今後民間の方からどのようなご提案をいただくかというところにはなっております。公園にどういった使い方が合うのか、どういうニーズがあるのかといったところも含めまして、考えさせていただく内容になってくるかと思えます。

○山田会長 石川先生、よろしゅうございますか。

今井國雄先生、お待たせしました。どうぞ。

○今井（國）委員 2点ですが、まず1点は、都立公園の現状ですけども、これでおっしゃるとおりだと思うんですが、国の資料に書いていますように、実は老朽化、現在の施設の老朽化というのが結構あります。トイレは徐々にやっていますけれども、トイレ以外にも、管理施設だとか、売店だとか、もろもろあるんですが、非常に汚くなっているのが結構出てきていますので、新しく物をつくるのもいいんですが、新しいものをつくるときに、ぜひ、この既存のもののリノベーション、もしくは撤去、場合によっては壊して、新しいものを作る、これを進めていって、全体的にきれいなものにしていくと、こういう視点がちょっとここに入っておいてもいいのかなというのが1点です。

それから、もう一点目は、石川先生の考えと同じなんですが、多面的という以上は、ここに書いているのは、どっちかという便益施設、売店とか、それから飲食施設とか、それから遊戯施設とか、そういったものですけども、今の状況を見ていると、社会的な要請としては、保育所とか、場合によっては老人が楽しく過ごせるというか、そういった施設ですね。事業者もそういうのを望んでいる方が結構いると思うんですが、そこら辺についてどうするのかと。周辺住民の方から反対が結構あると思うので、これについては難しいと思うんですが、やるのかやらないのかというのは、ある程度考えておいたほうがいいのかという気がしております。

以上です。

○山田会長 事務局、答えられる範囲でお願いします。

○小林再生計画担当課長 まず、1点目のご質問でございます。今、ご指摘いただきましたとおり、都立公園にございます施設、老朽化しているものというのもいろいろあるかと思えます。既存をリノベーションしたら全体がきれいにといいご意見だったかと思えますけれども、多面的な活用をどう進めていくかという中では、そういった視点も考えられるのかと思えます。今回、イメージとして挙げさせていただきましたのが、公園施設の設置・運営というところで、設置だけではなく運営といった部分がございます、また、やはりポイントになりますのが、ハードだけではなくて、ソフトの部分を重視するといったところがございますので、その公園ごとに、今後、どのように多面的な活用を図っていくかという検討の中で考えさせていただけるのではないかと思います。

あと、2点目でございますけれども、今、便益施設が中心でというご意見を頂戴したところでございますが、今回、多面的な活用のイメージ、またはそれをどう推進するかというところにつきましては、民間の事業者さんであったり、NPO法人であったり、エリアマネジメント団体であったりというような、一定の団体の方にどういう提案をいただくかといったところをイメージしているものでございます。保育所ですとか、高齢者の方の施設といったところにつきましても、いろいろと必要性などはあるかと思うんですけれども、このあたりを公園の中にどう取り込んでいくかというところは、今現在は、まだ特区制度を使いながら、地元の区市と協議をして進めさせていただいているという段階でございます。それで、この推進方策の中としましては、例えば8ページの中で、（まちの中の心地よい場の創出）という方向性の一つに書かせていただいておりますけれども、ちょうど中段ぐらいになりますが、「例えば」としまして、「集い・交流し・楽しむことや、子どもも大人も遊び・学び・体験すること、あるいは一人で自然・景観を眺めながらゆったり過ごす等が考えられ、多様な使い方や過ごし方の幅を一層広げることができる。」と書かせていただいておりますが、基本的には、この考え方で、公園にどういう場をつくっていくかということになってこようかと思えます。その場の中に、必要なものとして、必要な機能または施設を置いていくというような考え方にしろかと思えます。

○山田会長 今井先生、いかがですか。よろしいですか。

○今井（國）委員 ありがとうございます。

○山田会長 ほかにいかがでしょうか。

菅谷先生、お願いします。

○菅谷委員 公園の多面的活用は、それぞれの公園の持つ特有の機能を幅広く利用し、公園の一層の発展により、人々へのサービス向上を図る目的があると思います。一方、今日的な行政課題となっている保育所、高齢者施設等の設置のための用地確保の場所として公園は大変魅力ある空間と思われませんが、それらは公園とは全く別の目的の施設で、公園の土地の転用利用であります。このため、今後具体的にそのような問題が発生した場合には、公園全体のあり方にも影響するものと思われしますので、議論を深める必要があると思います。

○山田会長 ありがとうございます。答えは知らないということですので。

やはり今回の中間報告の中にもありますように、基本の公園の公共性というものを確保ということが一番大事なので、その基本を阻害しないような範囲内であるということは、この報告書にもうたっておりますので、その辺は、心配は多少あるかもしれませんが、そういう場合は、いろんな専門の先生方とか、あるいはいろんな団体との協議を進めていくということになっているようでございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○八塩委員 八塩です。よろしくお願いします。

今のお話とも関係するかなとも思うんですが、今、公園を利用している立場からすると、例えばこの11ページに描いてあるような、描いてあるイメージ図ってすてきなんですが、でも、実際はこんなことでできていないわけですね。つまり、ボール遊びができる公園、ほとんどありませんよね。あとは、例えばたき火ができたというような、昔ながらの公園でやっていたことが、今はほとんどできない状況ですよ。

二つテーマがあるというか、一つは管理がとて厳しくなっているんですけども、それをもっと厳しくしていくのか、一方で、最近では自己責任論というものもありますので、一人一人自己責任を持って自由に遊べるようにしようという方向に行くのか、それはどちらなのかなというのがあります。今言ったボール遊び以外にも、例えば芝生、いろんなところに芝生って出るんですけども、今、現状、いろんな公園に行くと、「芝生養生中」みたいのがすごく多くて、ほとんど入れないんですよ。いつまで養生しているのかなみたいな。ずっとそこに子供と遊べたらいいのになと思うんですけども、入れないような場所もあるというのも含めて、すごく管理は重要だと思います。やっぱり安全ってとても重要なので。そういった管理をさらに厳しくする方向に行くのか、あるいは本当にボール遊びも自由にできるような、公園であれば自由にどうぞと行けるような、自己責任も伴いな

がらの自由度という方向に行くのか、そこら辺のビジョンというのは、公園はこういうふうに遊んでほしいですというようなビジョンというか、そんなところはいかがなと思って質問をさせていただきたいと思います。

○山田会長 では、お願いします。

○小林再生計画担当課長 ありがとうございます。

今いただきましたご質問、管理を厳しくするのか、または自己責任なのかというお話をいただきましたけれども、資料3の15ページをご覧くださいと思います。15ページの一番上の丸でございます。こちらで民間活力の発揮という観点の中の公募条件の設定という一つになってございますけれども、「公募に当たりましては、公園経営の観点から作成された都立公園の基本計画及び管理計画との整合を図ることを原則とするが、民間活力をハード面又はソフト面で発揮させるため、多面的な活用の取組によっては、必要に応じて関連する計画や基準、運用の見直しを検討することが適当である。」というような書き方をさせていただいてございます。ですので、今おっしゃっていただいたような仮にご提案があり、それが非常に公園にとってよりよい取り組みになっていくという際には、この必要に応じて見直しを検討していくという項目にも入ってくるのではないかと思います。

○八塩委員 ということは、先ほどから出ているエリアマネジメント団体のようなところからの提案で通ったら、それに応じて変わるということなんですかね、その公園ごとに。

○小林再生計画担当課長 どのように変えられるかというところは、いろいろ、今回、このような中間のまとめを取りまとめていただきましたもので、今後、議論をしていくことになるかと思いますが、公園にふさわしい使い方であったり、また、そういうニーズがあったりということも含めて、考えさせていただくことにはなるかと思えます。

○八塩委員 ありがとうございます。

○山田会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

塚本先生、どうぞ。

○塚本委員 塚本と申します。

前回のときも、武蔵野公園が非常に長い、細長い公園で、とても全部よっぽど健脚でない一回りでできないので、もしできれば、駐車場のこととか、それから結婚式場の話なんか出ていましたけれども、このごろは自動車を使わないで自転車通勤する人が大分増えましたけども、子供たちも最初からそれが体験できるように、中にサイクリングのところがあると、ずっと回って、親と一緒に回れるし、それから、これは公園ではないかもしれ

ませんが、青山に外苑がございますね、ふだんは外苑の周りを自動車がぐるっと回っています、日曜・祭日はそれをストップしまして、親が子供たちについて、開放して、自転車公園みたいになっているんですね。これは50年以上続いて、非常にまだまだ人気なんですね。そうすると、補助輪をつけた子供と親と回ったりしていますので。公園の中に、子供たちが自転車をそこで借りて、そして楽しむ、親子で楽しむ状況が本当に50年以上続いておりまして、私も自分の子供を昔育てるときに、そこで自転車に乗らせておりましたけれども、それが現在も続いております。それで、ですから、いろんな公園の中に、その地域の人たちが親子で楽しめる場として、毎日ではなくても、例えば月に一遍でも、日曜・祭日でもいいですから、サイクリングを楽しむということで、都市交通が、だんだん若い人たちが都心まで自転車で来る人が増えましたけれども、子供のときからそういう楽しみ方を、あるいはそれで山に行ってもいいわけですから、そのきっかけをつくれるような場所を公園の中に、多面的とおっしゃっていますから、将来、そういうのをつくっていただくと、長い歴史を見ているとそういうので都心で成功しておりますから、武蔵野とかはたくさんありますので、どこかでそういうものもつくっていただけたらいいんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山田会長 できそうでしょうか、どうでしょうか。

○小林再生計画担当課長 実際に、これからいただきました中間のまとめ、また5月に向け答申をいただきました後で、どのような多面的な活用を進めていけるかというところを進めたいと思ってございますもので、今はできればご意見として伺わせていただければと思います。

○山田会長 個別のご要望じゃなくて、一般的なお話ということで…

○塚本委員 将来、そういうことをご検討いただけますか。

○山田会長 よろしゅうございますか。

○塚本委員 はい。

○山田会長 いかがでしょうか、ほかに。ございませんか。

下村先生、どうぞ。

○下村委員 幾つかご意見がありましたので、今のようなことに関して、部会でどんなことを議論していたかという紹介なんです、個別の機能に対してどうするかというような議論をするまでの時間はありませんでした。

11ページの図を見ていただきながら補足をしたいですけれども、先ほどサードプレ

イスというお話をしましたとおり、公園を空間のポテンシャルに応じてもっと自由に使っていただきたいということを、この図中に込めようとしたわけです。ここにある施設は、民間の活力の導入の象徴みたいなものです。ただ、それだけではなく、施設による日陰の部分があって、それから、少し左側に樹木があって、そこに樹木の影ができています。つまり、民間だけではなくて、従来からの緑によっても空間にいろんな性格を付与していくということができていて、それらを自由に活用するという概念を導入したいということです。真ん中の施設の板張りのところに椅子が積み重ねてありますが、高齢者の方は地べたに座るのが難しいので、この椅子を使うわけですが、日陰に応じて自由に設置することで、スペースの使い方が変わってくるんですね。このように空間のポテンシャルというものをベースに、自由に使っていただきたいというのが、一つの理念としてあります。

管理が必要なところは、ご提案をいただきながら、官民共同で管理をしていくということが前提ではあるんですけれども、日本家屋の場合、部屋にちゃぶ台を置けば食事のスペースになるし、布団を敷けば寝室になるというようなことと同じように、できるだけその人が居心地を確保するために、自由に使っていただくというような理念をここに込めたいなと思って、絵をつけ加えております。

時間があれば、もう少し修正をしていただくというか、例えば木の周辺あたりというのは、木陰に合わせて人が座ります。しかも、日陰の境界ラインのところに人が座って、子供はもうちょっと日当たりのいいところで遊んでいるとか、そういうリアリティをもっと入れいただいたほうが、よりイメージが伝わりやすいと思いますが、そのあたりは時間があればということですが修正していただくようお願いしています。

先ほど来、いろいろ出ておるんですけれども、公園というものが公共スペースで、緑と、そして人との触れ合いというものを、より積極的に進めるために、今までとちょっと違った使い方をできないだろうかというような議論をしましたので、レポートや絵の中に表現していただいております。ちょっと補足させていただきました。

○山田会長 ありがとうございます。

下村先生から追加のご説明をいただきましたが、ほかにいかがでございましょうか。

先生、どうぞ。

○斉藤委員 斉藤でございます。今回、民間ということが、大事な要素になっていますが、9ページを見ると、例えば民間事業者、NPO法人、エリアマネジメント団体、さらには、説明の中では地主さんとか、農家さんとか、いろいろ出てわかりにくい。公園と関

わる民とか民間とは何なのかというのを、せっかくいい機会なので、整理していただけないかなと、お願いしたいのですが。

以上です。

○山田会長 それは事務局で後ほどですか、次回ですか。何か整理していただけるということ。

○小林再生計画担当課長 そうですね。公園と関わる民とは何かというところは、どのように…

○山田会長 今、下村部会長からご説明いただきます。

○下村委員 最初に、ちょっと時間が足りないと言ったのは、まさにそこです。公・共・私というスケールがあって、従来、公というところで運営があり、利用と管理があったんですけど、それが共とか私とかというところにスライドしてきているということが現状だと認識しています。そういう中で、どこで線を引いていけばいいかという議論は、そんなに簡単に結論が出せず、時間が足りなかった一番大きなポイントのところだと思います。ですから、今の段階で民について整理し切るとするのは難しいと思います。民だけでなく共という考え方も入ってきております。過渡期にあるということ、論点の第1点目として申し上げましたけども、近代の公園という概念が変わってきているところの根幹の部分ですから、現時点での拙速な整理はご勘弁いただきたいと考えております。

○山田会長 という先生のご説明でしたので、斉藤委員、よろしゅうございますか。

○斉藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○山田会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

(なし)

○山田会長 それでは、第1号議案につきましては、審議を終了ということにさせていただきます。

続きまして、第2号議案「都立武蔵野公園の整備計画について」中間のまとめ(案)につきまして審議を行います。内容の詳細につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 それでは、公園緑地部の計画課長、根来と申します。引き続き、よろしくをお願いいたします。

お手元の資料5をご覧ください。クリップを外していただきますと、大きく三つに分かれます。一番最初が説明資料5-1ということで、前回の質疑応答の概要ですとか、本日お

示しをしてございます、案への対応などをまとめたものになってございます。その次、資料5-2、1枚のものがございます。こちらは、この5-1の対応方針に基づく整備方針本文の修正箇所を示した新旧対照版になってございます。青字の部分が削除した部分、赤字の部分が今回修正ですとか加筆をした箇所となってございます。それから、一番後ろの説明資料5-3は、以上の修正内容を反映した中間のまとめ（案）となってございます。表紙がございまして、1枚目が位置図、次が空中写真、それから整備計画の中間のまとめ（案）、それからゾーニング図案、計画平面図案となってございます。

それでは、ご説明のほうに入らせていただきたいと思います。主として5-1を中心にご説明をさせていただき、時折5-2ですとか5-3の計画平面図、またスクリーンをご覧いただければと思います。

まず、前回いただきました委員の皆様からのご意見、ご質問を大きく11項目に整理をいたしまして、審議会でのやりとり、質疑の内容ですとか、また、今回の対応の方針をまとめてございます。

まず、1ページ目でございます周辺の公園との連携についてでございます。

こちら、周辺の緑との効果的な連携、これをコンセプトの一つとしているわけですが、その関わりの中で、野川公園との連携について、相互に魅力を上げていく、向上させていくための方策について、ご質問をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、武蔵野公園の中で、大きな花畑などを設けることですとか、また、野川公園にあるテニスコート以外の運動施設を整備していくことなど、ご説明をさせていただいたところでございます。引き続き、今後、設計・整備等を進めていく中では、周囲の公園との連携などを配慮してまいりたいと考えてございます。

2点目の景観についてでございます。

こちらは野川沿いのいわゆる原風景、武蔵野の原風景というものが再現できているのか、今の計画の中では見えづらいということでもございました。その中では、今後の公園のあり方として、土地の歴史や記憶というのをきちんと伝えていくような役割というのが大きいのではないかとということで、その風景の構成を念頭に置いた計画をというご意見でございました。

私ども、もともとの計画の中で、野川の北側に崖線があり、川沿いに空間が広がっているような景観を目指しているということをお答えさせていただきましたが、今回、ちょっと改めて整理をさせていただいてございます。

スクリーンのほうには、昭和22年の空中写真をお示ししておりますけれども、いわゆる武蔵野の原風景というのは何かといいますと、通常、皆さんが思い浮かべられる雑木林や畑、耕作地などがある、そういう風景というのは、例えば国木田独歩の『武蔵野』ですとか、ここで申し上げますと大岡昇平の『武蔵野夫人』といったような文学作品など、そういうものの中で、こういう原風景イメージというのが定着してきたと考えられます。これらの作品、いずれも明治から昭和初期のものということで、こうした時代の景観を目指していくということにしたいものでございます。

空中写真ですと様子がわかりにくいので、昭和27年の地形図をお示しさせていただきます。この当時、まだ野川は河川改修が終わっておりませんし、公園の整備以前ということで、昔の状況というのが確認できるものと考えております。地形図をご覧くださいと、川沿いには氾濫原の平たんな地形が広がっていて、段丘を経て、段丘上の平地につながっているということがわかります。こうしたことから、今回、計画の中では、野川沿いにはくじら山原っぱですとか武蔵野原っぱなどの、そういう広がりのある空間を確保するという。その上で、段丘沿いに広がる草地や段丘に沿った河畔林、また段丘上の雑木林といったような、緑の景観要素を取り入れた計画というふうに整理をさせていただきました。

それから、資料5-1に戻っていただきまして、3番目、苗圃に関する項目でございます。

苗圃についても、さまざまご意見をいただきました。苗圃の位置には何もない空間があったほうがいいのではないかとということですか、苗圃自体に植物園的要素を持たせることですか、散策が楽しめるようにですか、また、見られるような苗圃のあり方といったようなご意見をいただいたところでございます。

当日もご説明させていただきましたが、この公園の苗圃につきましては、例えば公共工事に伴う一時的な仮植えなどでも活用してございますし、また、その地域在来種、希少種、それから市場流通性のない植物の育苗、供給といった機能を持っております。したがって、今後も必要な機能と考えているところでございます。

また、先ほどの景観の話とも関連をいたしますけれども、当該地は、かつては河岸から一段上がった畑や樹林地に相当する場所ということで、この公園の苗圃も段丘上の緑の一部と位置付けて、設計・整備を行ってまいりたいと考えております。

また、ご提案いただきました、中を自由に散策できたり、また普及啓発の場などとして

も機能を強化していく、また利用の向上につながる運営にも努めていきたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、本文、お手元の資料5-2をご覧くださいと思いますが、右側(4)、「はけの風景ゾーン」のはけの風景再生エリアの部分についてですけれども、「苗圃は段丘上の緑の一部と位置付け、地域在来種の苗木や希少種・品種などの保全・育成及び供給の場とするとともに、自由に散策しながら、緑化植物の役割や管理技術なども学べる見本園としての利活用も図る。」と修正をさせていただきました。

また、計画平面図につきましても、少し広がりのある空間というのがイメージしやすいように、従来は樹木が整列しているような絵だったのですが、そのあたりの表現というのも改めさせていただきました。また、桜の庭、バーベキュー広場の部分についても、同様に表現を改めてございます。

あと、東八道路の南側については、やはりかつては耕作地ですね、樹林ということではなく、耕作地が広がっていたということが確認できましたので、武蔵野の雑木林エリアについて、従前は「平地林を復元し」と表現をしておったんですけれども、こういう表現は適切ではないということで、「雑木林を創出する」と改めてございます。

それでは、申しわけありません、お手元資料5-1のほうにお戻りをいただいて、1枚おめくりをいただき、4の駐車場についてでございます。

駐車場につきましては、周辺の公園、また多磨霊園なども含めて、一体で使えるような駐車場を積極的につくっていくのがいいのではないかとのご提案ですとか、また、混雑時には臨時駐車場を活用していくというような方法もあるのではないかとといったようなご質問、ご意見をいただきました。

改めて今回、整理をさせていただきます。周辺の公園を全て合わせますと、計画面積では約300ヘクタール、また、開園している面積、実際にはお使いをいただいている面積としては250ヘクタールということになります。多磨霊園を除きまして、周辺の公園のいわゆる駐車場の規模を見ますと、合わせて580台、現在でございます。武蔵野公園につきましては、東八通りに面すること、また、将来的な道路の整備計画などもあということで、車でのアクセス性のよさにかんがみ、東八道路の北側に190台、それから南側で60台の駐車場を設定してございます。さらに、今回、繁忙期の利用者の集中などにも対応するために、南側にございます多目的球技広場に170台分の駐車場の機能を持たせるということで今回整理をいたしました。これで全て合計いたしますと、地域全体で

1, 000台ぐらいの規模ということになります。

これに伴いまして、整備計画の本文を修正してございます。すみません、資料5-2のほうをご覧いただければと思いますが、②のスポーツ・レクリエーションゾーンの中のスポーツ施設エリアの中に加筆をしてございます。「東八道路南側の多目的球技広場は、繁忙期対応として臨時駐車場としての機能も持たせる。」というものを加えてございます。また、平面図につきましても、あわせて凡例の中に「駐車場」という表現を加えさせていただきました。

続きまして、5番目の防災関係についてでございます。

防災機能の整備についてご質問をいただきまして、現在も、非常用トイレ、また照明なども整備されているということで、ご説明をさせていただきました。引き続き、避難場所などとしての防災機能の強化に取り組んでまいりたいと思います。

それから、あと、はけの斜面地について、急傾斜地に指定をされていないかというご質問がございました。

こちら、確認をいたしましたところ、斜面の崖地部分2カ所が急傾斜地崩落危険箇所に指定をされてございます。ちょっとスクリーンのほうにお示しをさせていただいております。

この指定は、一定以上の高低差ですとか勾配のある斜面地が、斜面地にある宅地にかかるものでございまして、この指定に基づいて、何か崩落防止の措置ですとか立入制限などが直ちに求められるというものではございませんが、今後、必要に応じて、関係部局と連携をしながら整備、また管理を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、6番目、施設整備についてでございます。

1点目は、整備計画の中で水景施設がなくなっているように見えるがというご質問でございました。

こちらは、もともと中央広場に残す計画となっておりましたけれども、なかなかわかりにくいということで、今回、計画平面図に凡例を加え、明確に図示をするということといたしました。

また、野球場を2面、計画をするわけですが、これだけの需要があるのかというご質問もございました。

野球場、現在2面ございまして、稼働率も非常に高いということで、必要だということでご説明をさせていただいたところでございます。

それから、5-1、3枚目になります。

発生材のリサイクルについて、ご質問、ご意見をいただいております。

緑のリサイクルというのが非常に課題になっているということで、この一帯、面積も非常に大きいわけですので、リサイクルの拠点の整備が課題ではないかというご指摘。

また、落ち葉をいろんな形で活用していく、例えば敷いたりすることや風物詩とするというようなアイデアですとか、堆肥化によるリサイクルなどといったご意見、ご提案をいただいております。

これまで私ども東京都では、臨海部にございます海の森に基本的には運んで堆肥化をしておりましたけれども、海の森の整備が完了するというに伴いまして、今年度でこうした事業も終了をすることになります。このため、東京都として、広域的な視点からの対応というのも今後も検討してまいりたいと考えております。

一方、武蔵野公園につきましては、大部分が樹林や原っぱ、草地というようなことで、余り落ち葉自体が問題になるということは少ない状況になっております。また、剪定枝など一部は園内でチップ化し、リサイクルするといった取り組みも行っております。ただ、一方で伐採などに伴って大量の発生材が生じる場合には、やはり園内では処理できないということで、場外のいわゆるリサイクル施設、再生資源施設に搬出をして処理をしているという状況でございます。今回の計画の中では、公園の北側・南側に、それぞれバックヤードを設けまして、ここを活用して、公園内の例えば北側に設ける耕地ですとか苗圃、それから南側に新たに設けていく花畑やコミュニティガーデンなど、そういった施設の中で堆肥を活用していくといったような取り組みというのも進めていきたいというふうに整理をさせていただきました。

それから、8点目、動植物についてご意見をいただいております。

動物についての配慮をお願いしたいというご意見につきましては、野川の調節池のところで実際行っております、自然再生事業などとも連携しながら、公園の環境整備を進めていくということで、お答えをさせていただいたところでございます。

計画地の中には、例えばホンダタヌキというような大型の哺乳類も確認されておりますし、またサギの仲間やカワセミなどの水辺の鳥、それからキツツキの仲間やモズ、カッコウなど、いわゆる河畔から丘陵地にかけの鳥なども多く生息しております。

公園の中の崖線のみならず、原っぱなどの草地、また雑木林などを新たに作り出し、またそれを保全していくということで、多様な生き物の生息空間を確保してまいりたいと

考えております。

また、自然に関連しましては、自然環境の学習の場としての公園の役割という視点も加えてほしいということですか、あと樹名板のこと、それから、利用者が自由にガイドがいなくても学べるような配慮というようなご意見もいただいております。

これに対しましては、趣旨を踏まえた形での取り組みというのをさらに続けていくという旨でお答えをさせていただいたところでございますけれども、今回、整備計画の中でも少し修正を加えさせていただいております。

資料5-2に、また申しわけございませんが、4整備計画概要の(3)計画コンセプトの中の三つ目、③の部分で周辺の緑と「の」効果的な連携というふうに少し変えさせていただいた上で、2行目以降、「また、緑を保全、創出することにより、多様な生き物の生息空間を確保するとともに、自然環境を学ぶ場としての機能の充実を図る。」と加筆をいたしました。

資料5-1にお戻りをいただきまして、1枚めくっていただき、最後のページになります。

9点目、ニュースポーツについてご意見をいただいております。

新しい運営の仕方の提案もして、積極的に受け入れてほしいというようなご意見でございました。

こちらにつきましては、ご趣旨を踏まえながら、ニーズに合わせた整備、運営を図ってまいりたいと考えております。

それから、10点目、公園の動線について。

なかなか公園を回りづらいというご指摘ですとか、また、公園の南側と北側との連携というのはなかなかとりにくいのではないかというようなご意見、ご指摘をいただいたところです。

当日、全体の動線については、長期的な課題として受けとめさせていただくということ。それから、南北については、目的に応じて両方をあわせて利用できるような運営形態を考えていきたいということでお答えをさせていただいたところでございます。

こちらについては、武蔵野公園と周辺とのつながりという意味では、崖線沿いにございますはけの道、それから野川沿いの通路などを充実させることで、野川公園に至る東西軸の動線というのを強化していきたいと考えます。また、都市計画道路3・4・16号線、府中市側でございますけれども、この道路沿いの緑化を進めるというようなことで、南

北地区の動線などを明確にしていきたいと考えています。

また、あわせまして、周辺の公園との関係性などにも配慮したサインを充実させるというようなことで、わかりやすい案内を配慮していきたいと考えております。

それを踏まえまして、整備計画本文、こちらのほうにも少し加筆をさせていただいております。先ほどの同じ計画コンセプトの③のところになりますけれども、こちらのほうで、「動線や案内施設等を整備する。」というところを加筆しております、少し具体的に表現を改めさせていただいたというところでございます。

それから、最後に資料の表現についてご意見をいただきました。

計画平面図の中に野川の調節池が2カ所記載されているんですけども、こちらが実際にはどじょう池ですとか、先ほど申し上げた自然再生事業の取り組みをされているということで、原風景に近い現状なので、その表現方法を工夫したほうがいいのではないかとというご指摘でございました。

こちらにつきましては、計画平面図をご覧くださいと思いますが、広場的な空間ですとか、中にある水辺、それから湿地、田んぼなど現状を踏まえた表現に修正するとともに、凡例の表示も修正をしたというところでございます。

以上のような形で、前回、審議会場でいただきましたご質問等ですとか、ご指摘を踏まえた形で、今回、中間のまとめをまとめさせていただきました。

ご説明は以上となります。

最後、本日ご欠席の桑野委員からは、一つは案内サインなどをなるべく多言語化ということで進めてほしいということと、あと、先ほどご説明した原風景、もともとの地形などを考慮したような施設の配置ですとか計画ということを進めていくのであれば、そういった内容がおいでになった方にもわかるような形で、現地にサインなどを出せないかとご意見をいただいたところでございまして、これらは整備の中で反映をさせていきたいと考えてございます。

以上になります。

○山田会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明のありました、計画案につきまして、ご質問、ご意見などがありましたら、ご発言をお願いいたします。

今井國雄先生、どうぞ。

○今井（國）委員 1点だけですけど、先ほどの動線の強化というのがございましたけ

ども、先ほど塚本先生がおっしゃっていたように、このところって、周辺のところからも結構自転車で回ると非常にいいところだと思うんですね。だから、自転車が走る車線というか、道路の幅員が、ちょっと園路ですけれども、園路を少し広くして、幅員を少しとっておいて、歩く人と、それから自転車の人がぶつからないようなものを考えていただいているんだろうなと思うんですが、そこら辺を、園路のところでは自転車で楽しめるというようなことを要望したいなと思います。それがあれば、野川公園だとか、武蔵野の森公園とか、それから霊園も含めて、サイクリングが楽しめるという形にもなりますし、中も楽しめる。こういうことなので、そこら辺を動線の中に含めて考えていただければなと、そういうふうに思います。

○山田会長 いかがでございましょうか、事務局。

○根来計画課長 貴重なご意見だと思います。今井委員のほうからもご指摘がございましたように、多分、この公園だけということではなくて、やっぱり周辺を含めて、どこにそういう拠点を設け、どういう形で回っていただければ、皆さん、安全に楽しんでいただけるかというところで、ちょっと考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○山田会長 実行段階の話ですね。ありがとうございます。

石川先生、どうぞ。

○石川委員 道路の問題なんですけれども、都市計画道路の小金井の3・4・1号線、3・4・11号線、特に3・4・11号線に関わることなんですけれども、優先して整備すべき路線の中に、10カ年の中で整備をしていくということの路線に、この二つの路線が位置付けられたわけでありましてけれども、この路線と公園の整備計画、どのように関連しているのか。建設局と都市整備局との、都市整備局マターではありますけれども、非常に大きな影響を与えるこの都市計画道路、特に3・4・11号線なんですけれども、このあたりは、この計画の中でどのように位置付けをされているのか、お伺いをしたいと思います。

○山田会長 お願いします。

○根来計画課長 実は都市計画公園、都立武蔵野公園の区域と、今ご指摘ございました都市計画道路2路線の区域というのは、実は重複して計画決定されてございます。今回、整備計画をまとめる上では、公園としてのもちろん都市計画というのもございますので、そういう意味では、全体として、道路の部分も含めて私どもとしては絵を描かせていただいております。ただ、一方、実際に道路をこれから事業化していくという中では、その道

路の、ここは高低差、崖線の部分の高低差があるところでございますので、道路の構造等をこれから当然検討し決めていくということになろうかと思っておりますので、そうした中では、私どもとしては、公園等の計画と道路の計画というのが、きちっと整合が図られるように、担当部署と調整をしてまいりたいと考えてございます。

○山田会長 石川先生、どうぞ。

○石川委員 この道路については、都立公園にもろにぶつかるということでございまして、住民の中でも、この現状を維持すべきだという方がかなりたくさんおいでになるというのも事実なわけであります。潤いや憩いの場であるところの公園づくりが、都民あるいは市民の対立の大きな亀裂を生むようなことにならないように、ぜひ対処をしていただきたいと思っておりますし、この公園にとっては非常に大きな影響を、当然、これは橋になるという、本当にこれをやるとするならば、橋をかけるというようなことにも当然なるわけですから、大きな影響を与えるということにもなるわけでありまして、オール東京都として、この問題に対して、どういう方向で、特に基礎自治体等々も含めて、あるいは住民の皆さん等も含めて、しっかりとした対応をしていただきたいと。このことを改めて要望しておきたいと思っております。

○山田会長 貴重なご意見ですので、ぜひ、ご検討いただきたいと思っております。

ほかにいかがでございませうか。

菅谷先生、どうぞ。

○菅谷委員 公園にサイクリング道路をとのお話がございましたが、子供たちやお年寄りが憩い、遊ぶ、公園内を自転車が走り回るとは極めて危険です。公園内にサイクリングロードを造る場合には安全策を第一に道路整備、フェンス、要員配置等、多大な費用を必要とすることと思われまふ。どうしてもサイクリング道路という要望が強ければ公園外周に作るなどを検討することが望ましく思ひます。

○山田会長 ただいまのご意見は、今井國雄先生と多少意見が対立する面があるんですが、事務局のほう、何か。

今井先生、どうぞ。

○今井（國）委員 対立ではないです。先生のおっしゃるとおりのところで、私も園路の中を全部自転車でやれということをおっしゃっているのではなくて、周辺のところとちゃんと接続する、外周のところをメインにやればいいと。それは同じです。ただ、外周のところがおっしゃるように、余りスピード出して走られたら困るから、そこら辺は管理の問題でや

っぱりやっぴいかなきゃいけないと。それは既存の公園でも同じことが起こっているの
ただ、そこら辺のところの管理の問題のところを別にして、ちゃんとハードの面ではつく
っておかないといかんのじゃないかなということです。だから、外周ということ言えば
同じです。

○山田会長 ありがとうございます。

菅谷先生、そういうことでよろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

(なし)

○山田会長 ほかにございせんようでしたら、第2号議案につきましては、審議を終了
ということにさせていただきます。

それでは、答申案の取りまとめに向けまして、第1号議案、第2号議案ともに、本日、
皆様からいただきました意見をどのように反映させていくか、また、都民への意見募集の
予定などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○根来計画課長 大変熱心なご審議、ご意見をありがとうございました。

今後の都民意見募集に向けたスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。説
明資料の6になります。

本日、二つの議案について、中間のまとめをお諮りさせていただきました。こちらにつ
きましては、これから3月1日から15日の予定で、都民意見の募集、パブコメ等、を
実施してまいりたいと考えてございます。いただいたご意見を踏まえた形で、最終的な答申
の案というのを私ども事務局でまとめさせていただき、都立公園の多面的な活用の推進方
策につきましては、専門部会に一度お諮りをした上で、来年度、平成29年の5月を今予
定ということですが、このあたりに公園審議会を開かせていただきまして、最終的
な答申についておまとめをいただきたいと考えてございます。

なお、中間のまとめとして、今回、パブリックコメントをにかけていく案につきましては、
ちょっと、今日いただいたご意見を踏まえて、おおむね原案で大丈夫かなと考えていると
ころでありますけれども、最終的なところは、会長とご相談させていただくような形でま
とめさせていただけないかなと考えているところございます。

以上でございます。

○山田会長 ただいま事務局からご説明いただいたように、本日、審議会の委員の皆様か
らいただいたご意見の反映につきましては、事務局にて検討していただきますが、公表す

る中間のまとめ（案）の最終版の確認につきましては、私のほうにご一任いただくということにさせていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

○山田会長 ありがとうございます。それでは、本日いただきました意見を反映した中間のまとめの最終版は、私が確認いたしまして、確定させていただくということにいたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、報告事項に移らせていただきます。事務局からご報告をお願いいたします。

○根来計画課長 引き続きまして、私から。まず、報告事項の1点目でございます。都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プランについて、ご報告をさせていただきます。

2020年に向けた実行プランにつきましては、左側のところがございます、昨年12月に策定をしました平成32年（2020年度）までの4年間の実施計画ということになってございます。

こちら、大きくは「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、それから「スマートシティ」という、三つのシティの実現をすることで、新しい東京をつくっていこうというものでございます。

その新しい東京、具体的に何かと申しますと3点ございます。「①誰もが安心して暮らし、希望と活力が持てる東京」、また「②成長を生み続けるサステナブルな東京」、それから「③日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京」、こうした三つの視点の新しい東京をつくっていく、そのための道筋を示す実施計画ということになります。

この三つのシティを実現していくための具体的な課題、それから、それを解決していくための政策ということで、それぞれのシティごとに七つないしは八つの政策の柱を掲げて、それぞれ東京都の中で取り組んでおる内容について位置付けをしたというような計画になってございます。

公園関係の事業につきましては、右側のところに少し掲げさせていただいてございます。従来から私ども取り組んでおりますような、例えばスマートシティの中にある二つ目、柱3のところにある「風格ある緑豊かな都市をつくる都市公園の整備」、いわゆる公園を広げていく、都立公園を広げていくという事業ですとか、あと、ずっと下のほうに行きまして、柱6のところがございます、例えば「“世界をおもてなし”する庭園の再生」という

ことで、文化財庭園の中の建造物の復元・修復など、こういった事業、既存の事業もしっかりこの中に位置付けるということとともに、例えばダイバーシティのところの柱6のところに、「都立公園におけるトイレのバリアフリー【新規】」ということで、いわゆるトイレの洋式化、それから多目的トイレですね、「誰でもトイレ」の整備などを進めていくというような内容ですとか、また、スマートシティの下のほうになりますけれども、柱7のところ、「都立公園における案内サインの多言語化」ですとか、また、「ICTを活用した都立公園のガイドサービス」、今、「Tokyo Parks Navi」ということで、浜離宮や上野動物園で実施をしておりますけれども、これらを広げていくといったような、組みかえたものも含めてということになりますけれども、新たな取り組みなども位置付けをさせていただいております。この中には、今、本日ご審議をいただきました「公園の多面的活用」というところも、スマートシティの中の柱3というところで、しっかり位置付けをして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上になります。

○山田会長 ご報告ありがとうございました。

○菅原庭園復元担当課長 続きまして、報告事項の②ということでございまして、「東京都における文化財庭園の保存活用計画」および「旧浜離宮庭園保存活用計画」の策定について、ということで、A4の横に、右上に説明資料8と書いてございます資料を見ただければと思います。

私、説明させていただきます、公園緑地部庭園復元担当課長をしております菅原です。失礼いたします。

現在、東京都公園緑地部で、都内に9カ所ございます都立庭園の今後の保存活用のあり方につきまして、本年3月末に計画をまとめる予定で議論を進めているところでございます。

2のところの計画策定の経緯というところがございますとおり、この計画につきましては、平成16年度に策定いたしました都立庭園全体の「東京都における文化財庭園の保存管理計画」と呼んでいるものがございますけれども、こちらの改訂版という形になります。現在、検討いたしましたしましては、進士五十八先生を委員長といたしまして、造園・建築・埋蔵文化財、あと文化庁、あと各区市町村の教育委員会などが入ります形で、文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会という委員会で議論を行っているところでございます。平成16年度に策定しましてから、基本的に10年ぐらいがもう経過しているとい

うことがございまして、かなり都立庭園のほうでも復元・整備、庭園の復元ですとか、あるいは護岸の改修といった、復元・整備のほうが進んできております。現在、都立庭園の来園者数も300万人を突破するということがございまして、さらにいらっしゃった方に庭園文化をわかりやすく伝えていきたいということで、「活用」を重要な柱といたしまして、今回、計画改定を進めているというところでございます。

3の計画内容にございますとおり、今回発表する内容といたしましては、文化財庭園の保存活用計画（共通編）といたしまして、全体の方針、これを一つ、あと、最初の庭園といたしまして、浜離宮庭園の保存活用計画ということで策定を進めているところです。

こちらにつきまして、今年の3月末に、ホームページに公表するような形で発表を行っていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○山田会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何かご質問などはございますでしょうか。

(なし)

○山田会長 それでは、ございませんようですので、以上をもちまして本日の議事は終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

○澤井管理課長 山田会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

——了——